

公正取引実現による中小企業の付加価値生産性の向上

松丸和夫

(中央大学 経済学部 教授)

要 旨

公正取引委員会は、2021年9月8日に、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定した。その目的は、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進することである。下請取引公正化への取組は、近年にないテンポと規模で強化され始めている。しかし、これは決して偶然のことではない。2020年春からの新型コロナウイルス感染症禍のもとで、中小企業や下請事業者の経営を圧迫する最低賃金の引き上げ、原油高・資材高騰・資材不足（原材料ショック）といったコストプッシュ要因の増大による経営存続の危険が差し迫っているからに他ならない。

不公正取引の最たるものは、いずれも契約にない製品・役務の受領拒否、下請代金の減額、返品、不当な給付内容の変更ややり直しである。発注時に契約した取引条件と支払い条件は遵守しなければならない。しかし、そもそも発注時の契約にこれらの事項が明記されていないければ、禁止行為に該当するかどうか判断のしようがない。「書面契約」とその記載事項が厳密でなければ、契約の履行・未履行の境界線を曖昧にしてしまう。

「曖昧な発注」で作り込みが出来る日本中小企業の技術力を高く評価する時代を経て、今では、契約内容の適切さとその遵守こそが優先される時代になった。「中小企業白書2021」は、「大企業と中小企業の共存共栄」と題して、次のように取引の適正化策として、産業界に対して「自主行動計画」の策定や「パートナーシップ構築宣言」を要請している。

公正な市場取引の実現を目指して外部から強権力によって介入するエージェントの存在を最も敵視してきたのが新自由主義的イデオロギーである。労働基準法をはじめとする社会政策立法を敵視し、談合防止施策をすり抜けようとする業界の「慣行」、国家権力による不公正取引の是正策への抵抗、こうした諸々の公正取引の実現を阻害する要因を取り除くことなくして、事態はなかなか改善しない。公正取引の実現という市場経済の永遠のテーマは、近年、近似的に「持続可能」な市場経済のあるべき姿として論じられるようになった。市場経済は、その存続のために、公正取引のルールをビルトインしなければ、経済社会の存続が危ぶまれる。

キーワード

公正取引・中小企業・付加価値生産性・下請代金支払遅延等防止法

はじめに

2021年11月10日に発足した第2次岸田文雄内閣は、19日の閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を早々と打ち出した。自民党の総裁選挙の際の9月16日に発表された「岸田文雄の政策集」（以下「政策集」）から閣議決定までの2か月ほどで、内閣の公式な政策として確定した。

「政策集」全体の構成は、①有事対応のコロナ対策、②成長と分配・令和版所得倍増、③デジタル田園都市国家構想、④民主主義を守る外交・安保、⑤令和時代の憲法改正の5つが政策集の骨格をなしている。そのうち、②「成長と分配・令和の所得倍増」は、「新しい日本型資本主義——新自由主義からの転換」と表現を変えて、成長戦略岸田4本柱、分配政策岸田4本柱とブレイクダウンしている。

分配政策岸田4本柱の1本目の柱に「三方良しの経済を実現する」として、「下請けいじめゼロ」というコピーのもとに、大企業に対し、長期的な視点から、株主だけでなく、従業員も、取引先も恩恵が受けられる「3方良し」の経営を強く要請するとし、さらに四半期開示の見直し、非財務情報の開示充実、下請取引に対する監督体制の強化」を求める中小企業にとって、響きのよい政策の柱が立っている。

中小企業白書のみならず、時の首相の政策文書に「下請けいじめ」という刺激的な表現が登場し、さらに「新自由主義からの転換」にいたっては、総裁選挙から総選挙へという政局の流れの中で、岸田政権は多くの国民の期待と共感を得たのかも知れない。小稿では、この現局面の中小企業をめぐる政策動向の中で、「公正取引」と「付加価値生産性」の同時的実現にかかわる施策の現状を分析し、新自由主義政策が中小企業の取引環境に及ぼしてきた影響と解消すべき課題を考察する。

1. 取引公正化推進アクションプランの策定元年

中小企業問題の本質論があまり語られなくなって久しい。とりわけ大企業と中小企業の取引関係の問題性を分析する視角は後景に退き、中小企業の多種多様な事例研究の蓄積と並行して、一見「構造問題」は解消したかの印象さえもたれている¹。他方で、中小企業問題解決の努力は、中小企業家とその団体の運動、公正取引委員会（以下公取）や経済産業省の内部組織としての中小企業庁において着実に続いてきた。

公取は、2021年9月8日に、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（以下「プラン」）を策定した。その目的は、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進することである。この「プラン」は、日本の現下の経済状況に対応するために、早くも同年11月24日に改定され、いくつかの施策が追加された。

「プラン」は、次の3つの柱から成り立っている。第1は、下請法等の執行強化、第2は、相談対応の強化、そして第3は、不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化となっている。

「下請法等」は、公取が独占禁止法的不公正な取引方法の規制の特別法と位置づける1956年に制定された「下請代金支払遅延等防止法」ならびに「下請中小企業振興法」（1970年）と「振興基準」を指すものと理解される。これまで「振興基準」は数次の改定を経ており、詳しくは後述する。

第1の柱「下請法等の執行強化」の取組として、下請事業者30万名を対象とする定期調査が年度をまたいで実施されることになった。これは、「最低賃金の引上げ等に伴い特に問題となることが想定される『買いたたき』の指導実績が多い業種やコロナ禍において特に影響が出ているとされる業種向けの調査拡大、最低賃金の引上げを含む労務費や原材料価格の上昇の影響

に関する質問追加を行い、下請法違反被疑事実に係る情報収集に関する取組強化を行う」とされている²。

さらに公取は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制するために、当初の「プラン」では荷主30,000名を対象としていたが、これを40,000名引き上げ、最低賃金の引上げやエネルギーコストの上昇の影響に関する質問を含む書面調査を開始することにした。

加えて、同年10月には、ソフトウェア制作業及び受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査の一環として、ソフトウェア制作業及び受託システム開発業に従事する事業者21,000名を対象に、最低賃金の引上げに伴う影響や取引先との価格交渉に関する質問を含むアンケート調査を開始することとした。

このように、下請法等の執行強化のための実態調査がこれまでにないほどの重点課題とされ、実行されようとしている。

第2の柱「相談対応の強化」の重点施策は、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の設置である。10月1日よりフリーダイヤルを土日・祝日と年末年始を除く毎日午前10時から午後5時まで開設し、固定電話だけでなく携帯電話からも無料接続とし、公取の本局又は地方事務所等の相談窓口につながる設定である。

第3の柱「不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化」では、「最低賃金の引上げに関する下請法上のQ & A」や「原油価格の高騰に関する下請法Q & A」を作成し、事業者への周知徹底を図っている。

毎年11月を指定期間とする「下請取引適正化推進月間」に関して、2021年度より事業者団体等を通じて、アクションプランに基づく取組内容をまとめたリーフレットを配布するなど、全国津々浦々に不当なしわ寄せ防止に向けた取組の情報が行きわたるように周知活動を実施した。

公取と中小企業庁は、「下請取引適正化推進講習会テキスト」の作成とその普及のために、講習会動画も公開した³。

2. 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

前項でみたように、公取と中小企業庁の下請取引公正化への取組は、近年にないテンポと規模で強化され始めている。しかし、これは決して偶然のことではない。2020年春からの新型コロナウイルス感染症禍のもとで、中小企業や下請事業者の経営を圧迫する最低賃金の引き上げ、原油高・資材高騰・資材不足（原材料ショック）といったコストプッシュ要因の増大による経営存続の危険が差し迫っているからに他ならない。「コロナ」を通じて、従来からの不正取引の慣行が、もはや中小企業経営者の「自助努力」「自社努力」だけでは「吸収」できないアラートのレベルに達したことの証左である⁴。

公取が定める「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（以下「運用基準」）は、2003年の全面改正を経て現在施行されている2017年の公正取引委員会「事務総長通達第15号」である。

未然防止を旨とするこの「運用基準」は、3つの留意点に注意喚起をしている。

「(1) 下請取引において親事業者が遵守しなければならない行為のうち、受領拒否の禁止、下請代金の減額の禁止、返品禁止並びに不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止は、発注時に下請事業者との間で取り決めた取引条件及び支払条件を、下請事業者の責に帰すべき理由がある場合を除き、誠実に履行することを求めているものである。

したがって、これらの違反行為の未然防止の観点からも、発注時の取引条件等を明確にする書面（法第3条の規定に基づき下請事業者に交付しなければならない書面。以下「3条書面」という。）の交付を徹底させることとする。」

不公正取引の最たるものは、いずれも契約がない製品・役務の受領拒否、下請代金の減額、返品、不当な給付内容の変更ややり直しである。発注時に契約した取引条件と支払い条件は遵守

しなければならない。しかし、そもそも発注時の契約にこれらの事項が明記されていなければ、禁止行為に該当するかどうか判断のしようがない。「書面契約」とその記載事項が厳密でなければ、契約の履行・未履行の境界線を曖昧にしてしまう。「曖昧な発注」で作り込みが出来る日本中小企業の技術力を高く評価する時代を経て、今では、契約内容の適切さとその遵守こそが優先される時代になった。

「(2) 買ったたきの禁止、購入・利用強制の禁止及び経済上の利益の提供要請の禁止については、これらの違反行為が、下請代金の決定に当たって下請事業者と十分協議を尽くさないこと、あるいは下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に物の購入、役務の利用や経済上の利益の提供を要請すること等によって発生することが多いことにかんがみ、違反行為を未然に防止する観点から、親事業者に対し、下請代金の決定、物の購入、役務の利用要請や経済上の利益の提供要請をする際に配慮すべき事項についても指導することとする。」

買ったたきや片務的下請取引が原因となる下請業者の不利益を防止することがこの留意事項の要点である。不公正取引の具体例・指導例をみると、こうしたグレーゾーンの摘発が後を絶たない。例えば、次の下請Gメンヒアリングの事例は、自動車産業では「常識」化している親事業者の優越的地位の濫用以外の何物でもない。

「毎年、原価低減要請の一覧表が送られてくる。新単価が決定すると、その月の初めからの取引分に遡って適用される。赤字になる部品もあり値上げを要請しても容易には受け入れてもらえない。今年の値下げ要請が今までで一番辛い。強引な原価低減要請が続いており、その企業と取引している各社は困っている。(自動車)」⁵

「(3) 違反行為の未然防止のためには、法遵守のための親事業者の社内体制の整備が不可欠であることにかんがみ、親事業者に対し、経営責任者を中心とする遵法管理体制を確立する

とともに、遵法マニュアル等を作成し、これを購買・外注担当者をはじめ社内に周知徹底するよう指導することとする。」

コスト削減の全社の方針は、購買・外注担当者レベルにブレークダウンすると、取引下請事業者に対する一律の「コストダウン」要請として具現化する。外注費の原価構成比率の高い自動車や建設の場合、これが下請けいじめの原因となる。賃金や外注費の下方硬直性が強化されると、親企業は価格転嫁をせざるを得なくなるが、そうすると同業他社との価格曲想で不利な条件に陥るのでこれを回避しようとする。

こうした未然防止のための行政指針・行政指導をしても違反事件は後を絶たない。そこで、公取が取り得る手段として、「違反行為が認められた場合には、親事業者に対して、下請事業者が被った不利益の原状回復措置を講じるよう指導するとともに、必要があれば、親事業者に対し、経営責任者を中心とする遵法管理体制を確立するとともに、遵法マニュアル等を作成し、これを購買・外注担当者をはじめ社内に周知徹底するよう指導する等の再発防止措置を講じさせる等効果的な対応を図ること」になる。

こうした強力な行政指導を持ってしても是正に応じない親事業者に対して、最後の手段として下請法第10条と第12条は罰則規定となっているが、いずれも50万円以下の罰金が定められているだけで、当然ながら実刑はない。

中小企業庁は、2017年から下請Gメン（取引調査員）を配置し、現在120名体制で、全国各地で年間4,000件超の下請等中小企業を訪問して親事業者等との取引実態についてのヒアリングを実施しているが、Gメンの増員によるヒアリング件数の増加が期待されている。しかし、行政指導はあくまで「指導」であり、下請けいじめを根絶するのは困難である。

3. 公正取引の実現のための手段

1989年のベルリンの壁崩壊から始まる現存社

会主義経済から市場経済・新自由主義的資本主義への移行過程は、多くの経済学者の視界から「市場の失敗」を放逐してしまった。市場メカニズムの復元力、持続性への信仰が拡大した。しかし、経済学の古典は教えている。市場は、競争を不可欠の条件として成立するが、市場参入者の部分最適の実現を放置すれば、弱肉強食の原始的状態をもたらす、と。資本主義は、競争から独占・寡占の段階へ転化したし、しかもなお競争はなくなるならない。独占は、競争を排除しない。最後の全能の独占をめざす生存競争は今も続いている。

公正取引（フェアトレード）は、人類社会が生み出した知恵であり、それを破壊する資本主義的競争は、ルール（規制）によって排除または修正されなければならない。気候変動・地球温暖化の危機は、市場経済の存立の前提、人類の生存環境そのものを腐食させている。

先に紹介した岸田「政策集」に紹介されている「三方よし」は、市場経済における売り手・買い手・社会が繁栄することを示唆したものである。売り手である下請事業者が、買い手である親事業者から不当なコスト削減を強要され、「下請いじめ」にさらされている現状は、決して「三方よし」には至らない。

他方で、2011年3月11日の東北・東日本大震災後、サプライチェーンの危機が叫ばれたとき、巨大企業の利益や繁栄そして競争力は、多段階・多階層にわたる中小企業・下請企業の社会的分業・サプライチェーンの機能なくして実現しないことが明らかになった。そして、今度の新型コロナ禍は、このサプライチェーンがグローバル化の深化によって、地球のどこかで連鎖が途切れると、巨大企業の生産システムが機能不全に陥るというリスクを現実のものにした。

公正取引は、どのようにして追求され実現するのか、そもそも資本主義経済と公正取引は両立するのか、現在の公取や中小企業庁の施策を中心に考察する。

4. 企業の自主努力 — パートナーシップ構築宣言

「中小企業白書2021」は、「大企業と中小企業の共存共栄」と題して、次のように取引の適正化策として、産業界に対して「自主行動計画」の策定や「パートナーシップ構築宣言」を要請している。

「感染症の影響が長引く中、中小企業の取引条件の悪化が懸念されている。『しわ寄せ』を防ぎ、大企業と中小企業が協力して感染症という危機を乗り越えるためには、取引の適正化を徹底することが不可欠である。経済産業省では、取引適正化の実現に向けて、産業界に対して自主行動計画の策定などを働きかけてきた。引き続き、取組状況をフォローアップしつつ、課題に応じた対策を講じていくことが必要である⁶。」

「個々の企業が、取引先との連携による生産性向上に取り組むことや、望ましい取引慣行の遵守を経営責任者の名前で宣言する『パートナーシップ構築宣言』の仕組みを構築した。今後、宣言する企業が増え、実効的な取組が広がることが期待される。⁷」

可能な限り業界としての自主的取り組みに期待する政府のスタンスへの批判はここではおこなわない。モデル事業の顕彰や勸奨は、それらの努力が他の業種や企業の経営に波及するのであれば、望ましいことであろう。しかし、個々の企業経営者や業界団体のトップは、まずは自社の利益、業界の權益を優先的課題とするだろう。

2021年11月23日の日本経済新聞は、「『下請けと共存』3,800社超が宣言、政府目標を上回る」と見出しを付けて、政府が音頭取りをして始まった「パートナーシップ構築宣言」を大々的に紹介している⁸。

「大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！」のモットーのもとに、パートナーシップ構築宣言ポータルサイ

ト (<https://www.biz-partnership.jp/>) には、登録企業リストが更新中である。2021年12月現在で4,392社に到達している。同サイトは、内閣府・中小企業庁・公益財団法人全国中小企業振興機関協会の共同運営となっている。

宣言登録企業のインセンティブとして、当面既存の5つの中小企業支援施策への加点メリットが公募事業に付されるという。それぞれ公募期間には長短があり、既存の支援策へのウェイト付け、促進の意味合いが強く、「宣言」と支援策の整合性は今後の検証にかかることになる。

5つの中小企業支援策は、①事業再構築補助金 ②ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ③産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業④ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金 ⑤先進的省エネルギー投資促進支援事業である。

パートナーシップ構築宣言運動は、さしあたり中小企業が先導役を担い、次第に大企業にも拡大しつつある。4,000社を超える登録企業の中には、東京電力ホールディング、日本電信電話、トヨタ自動車株式会社等多くの有名大企業が含まれている。

宣言の内容そのものは、各社の個性が見られるとはいえ、サプライチェーンとの「連携・共存共栄」から始まり、「下請振興基準」の遵守、その他の項目で構成されている。1例として、トヨタ自動車の「パートナーシップ構築宣言」の全文をここに引用する⁹⁾。

トヨタ自動車の「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入など、多様な事情・環境・条件に合わせた業務の実施やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

更に、業界連携による自動車関連企業の資金調達を支援する「助け合いプログラム」に参画し、日本のものづくりに必要不可欠な取引先の技術・人財・技能を守り抜く取り組みを進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費の上昇に伴い取引価格見直しの要請があった場合には、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

型の取扱いに関する覚書を参考に取引を行い、型管理の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請は行わないよう十分に配慮します。

③手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する下請代金は、

全額現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼす下請事業者への影響に配慮しつつ、取組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努め、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するよう努める。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

トラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済成長に役立つことを目的とした「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」に参画し、取組みを推進します。

2020年8月26日

トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 豊田 章男

企業の自主努力目標として最大限のゴールを社会に公表することは、それ自体は意義のあることであろう。宣言企業の本気度への期待は高まるであろう。しかし、厳しい競争下で生き残りをかけた企業の生存競争は、このようなあるべき姿と現実のギャップをどのように埋めていけるのだろうか。公正取引を実現するためには、宣言企業の努力はもとより、宣言の対象となるサプライチェーンのパートナーの本気度（従業員の就業環境や取引先にしわ寄せをしないこと）も問われるだろう。また、労働組合や、サプライチェーンの末端でしわ寄せをうける企業

や事業者の努力も問われるだろう。原価低減の連鎖こそサプライチェーンを歪んだものにしてきた元凶だという認識が欠かせない。

公正な市場取引の実現を目指して外部から強権力によって介入するエージェントの存在を最も敵視してきたのが新自由主義的イデオロギーである。労働基準法をはじめとする社会政策立法を敵視し、談合防止施策をすり抜けようとする業界の「慣行」、国家権力による公正取引の是正策への抵抗、こうした諸々の公正取引の実現を阻害する要因を取り除くことなくして、事態はなかなか改善しない。

おわりに

付加価値生産性は、物的生産性とは区別されるべきであり、中小企業はおしなべて付加価値生産性が低いから淘汰の対象とする暴論は、若干なりを潜めている¹⁰。しかし、市場経済の常識、資本主義分析の理論からすれば、価値は価格を通じて実現する。価格実現の場としての市場取引が、公正取引を前提としない現実において、不当な価格引き下げ圧力、下請代金の支払い条件の悪化（手形・決済機関の延長）、買ったたき、「上納金」が存在する中で、結果としての「付加価値生産性」が向上しないのは、中小企業だけの責任とはいえないだろう。

公正取引の実現という市場経済の永遠のテーマは、近年、近似的に「持続可能」な市場経済のあるべき姿として論じられるようになった。市場経済は、その存続のために、公正取引のルールをビルトインしなければ、経済社会の存続が危ぶまれる。2年連続でスイスの小さな村での開催が見合わせられた「ダボス会議」のシュワブ議長の次の言葉は、グローバル化する市場経済に警鐘を発している。

「多くの人がこう考えている。いつになったら、ノーマルな生活に戻れるのだろうか。シンプルに答えよう。戻れないのだ。戻る先が、危機の前はごく当たり前だった、いまや『打ち碎

かれた』日常を指すなら、何も元通りにはならないのである。なぜなら、パンデミックを機に、世界の方向性が根本的に大きく変わるからだ。」(日本語訳9頁)

そして、1980年代以降世界の自動車産業を席卷した「JIT (ジャスト・イン・タイム)」のサプライチェーンも見直しが必至であると次のように指摘している。「企業はサプライチェーンを短縮またはローカライズして、代替生産や調達計画を策定して長期にわたる混乱から身を守ることを余儀なくされるだろう。ジャスト・イン・タイムのグローバルサプライチェーンで収益を確保してきたすべての企業が、運用を考え直さなければならなくなる。おそらくは効率と利益の最大化を犠牲にしてでも、『安全な供給』とレジリエンスを取ることになるだろう。」(日本語訳198頁)

さらに、「世界中で、低賃金の従業員の社会保障と、給与水準を改善しようとする圧力が高まってくる。もっとも可能性が高いのは、パンデミック後の世界では、最低賃金の引き上げが中心的な課題となる」と断言している¹⁾。

グローバル・スタンダードを繰り返し強調してきた新自由主義は、世界経済フォーラム(ダボス会議)の主催者のこうした見解に対してどのように抗弁するのだろうか? いや、「あたらしいグローバル・スタンダード」から遅れをとっているのは、日本の「新自由主義」政策そのものではないだろうか。

注

- 1 河崎亞洲夫(2003年)「中小企業問題性論・活力論・二面性論—日本中小企業の本質論的・理論的研究の推移—」(四日市大学論集 第16巻 第1号) 25-57頁, は、「近年では、中小企業は問題性の側面と活力面とをあわせもつものという見解が増えてきている」(同52頁)と中小企業研究の二面性, すなわち問題性論と活力論の併存あるいは後者への傾斜を指摘している。確かに、中小企業家にとって、企業の存続のためのたたかいは、問題性や本質論を論じるだけでは十分でなく、環境変化への適応と新たな経営モデルの追求が日々求められていることは言うまでもない。「日本の中小企業は、高度

経済成長期以降激しい経済環境変化のもとで、多様な問題をかかえながらも適応を図りつつ、様々な変化をとげてきた。これらのなかから、中小企業の本質論的な要素を取り出し、理論として加えて行くことが重要であり、今後についても同様といえよう」(同52頁)。

- 2 「新しい資本主義実現会議」の緊急提言では、現在約120人の下請けGメン、年間およそ4000の下請け中小企業の訪問調査を倍以上に規模拡大する予定である。「賃金や材料費といったコストの増加を下請け企業が適正に転嫁できているか調べる。発注企業が価格交渉に応じているかどうか目を光らせる。買ったたき以外に決済方法なども調査する。下請け側の資金繰りの負担にならないよう現金化まで時間のかかる約束手形は避けるよう促す。発注企業の働き方改革や在宅勤務の拡大のしわ寄せで下請け企業の負担が増していないかも点検する。下請け法に違反する疑いがあれば公取委と連携して調査。悪質な場合は公取委が指導や企業名の公表を伴う勧告をする。」(2021/11/07日本経済新聞朝刊)
- 3 「下請取引適正化推進講習会テキスト」は、277頁及ぶハンドブックであり、目的別索引、事項別索引、下請Gメン等の連各地方の絡先を電話番号で記載するなど、請事業者により接近した内容となっている。次のサイトページに公開されている。https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shitauket-extbook.pdf
- 4 昨今の世界的半導体不足の影響を受け、トヨタは5つの国内工場で休日稼働を取りやめるなど減産を余儀なくされた。今回の生産調整は、東南アジアの新型コロナ感染再拡大で、半導体などの部品の調達が難しくなっていることや、国内の物流の状況が逼迫していることが原因としている。このニュースが、2021年12月上旬に広がったときの反応は、サプライヤー、下請企業の怨嗟のパレードだった。「Yahoo ニュース」へのコメントのごく一部を紹介する。匿名でのネット投稿とはいえ、書かれている内容、用語からみてリアルの下請事業者の生の声であろう。(https://news.yahoo.co.jp/articles/c7ec87331f11117a38394fa37006a124f76f0b56/comments?page=1&t=t&order=recommended) 2021年12月23日アクセス

「計画通りの生産とか挽回とか株主向けのコメントは出さないでくれるかな。部品メーカーは振り回されて迷惑やわ。トヨタ生産方式やめて在庫持てよ。下請けメーカーの倉庫はトヨタの在庫置き場やない。調達部も人の工場にきてタクト計って値切ることばかりするからこうなるんやわ。」

「断っておくがLSIメーカーはトヨタや他の車関連メーカーのためだけに工場を動かしているわけではない。自分自身LSIメーカー勤務だが、トヨタ等自動車系からの価格締め付け(要はコストダウン)要求は想像を超え、厳し過ぎるものだとはいえよく聞く話。月2,000や3,000台、あるいは10,000歩

引いて月1万台向けLSIは300mm waferで5～10枚もあれば事足りる。そして高信頼性を求められる割に安く買いたたかれる。そんなものにResourceを割くよりも家電やPC、タブレット、スマホetc向けの方が数が出るし、高い製造装置をフル稼働出来るし元が取れるわけだ。車業界さん、貴方たちのコストダウンと言う締め付けが今の供給不足の1要因である事くらいは、少しは考えましようね。特に今、LSI欲しければ適正価格で買いなさい！多分いつもの倍以上するけど。」

「輸送会社にも部品の保管料をしっかり払って下さいね。トラックまで保管場所になってますから、他の荷物運べません。国内物流の逼迫招いているのはTOYOTAにも責任有りますよ。そこは理由にしないでもらいたいです。」

まだ半導体が入ってことは分かっているんじゃないの？なのに計画だけ出されると自分の会社の部品でトヨタのラインを止めるわけには行かないと必死になっている下請のことも考えてほしい。」

「挽回、挽回って、半導体も部品も揃ってないのにどうやって生産する？増産するって、全く、計画性がない会社ですね。もっと、部品会社の事も考えてやってるんですか？部品が全て揃った状態で生産してください。部品がないから、明日、非稼働にしますは、もう懲り懲りです。」

「TOYOTAは、実情を厳しく見きわめているように感じている。わが社は、ライン残業や休日出勤を盛りだくさん入れ込んでいるが、現場サイドからすれば、こんな数を本当に生産できるのか？！と疑ってしまうくらい楽観視しすぎている。事業所の上役は、本社の顔色を伺い、作れない出来ないとは言えない弱い立場なんだろうが、急に残業が取り止めになったり、出勤する直前に休日出勤はなくなったと連絡がくる有り様。中には既に会社に着いている人や会社近くでとんぼ返りする人達もいた。納入するメーカーだって、振り回されているんだろう。部品調達遅れや設備トラブルで何時間もラインは止まったままなんてざら、操業費の垂れ流しにも程がある。」

「製造業はどこの会社も特採や代替部品の申請の嵐。これまで日本メーカーの現地工場製の部品だったのが、ラインを止めたくないから中国メーカーの代替品に置き換わってる。市場からバルク品を調達しようとしてパッタモンを掴まれるケースも多数。当然、製品の品質にも影響するわけで。大手メーカーのものであっても、今年生産された製品は正直買わない方がいいと思う。」

「下請けの事など全く考えず自社の利益のみを考えている。下請けは文句は言えないから更に無理な要求を平気で言ってくる。トヨタは5年以上も税金免除で数兆も内部保留を増やしたから余裕だがその反動は下請けにくる。EVになれば半分の下請けは倒産するがトヨタはボロ儲け。日本一の大企業には逆らえませんね。」

5 中小企業庁2019年「下請Gメンヒアリング及び下

請法指導事例について」より

6 「中小企業白書2021」 I -103頁

7 同上

8 2021/11/23 日本経済新聞朝刊5頁には、次の記事が掲載されている。

「下請け企業との共存共栄を目指す『パートナーシップ構築宣言』を公表した企業が3,800社を超えた。政府が6月に公表した成長戦略実行計画では2021年度内に2,000社の宣言を目指していた。今後は大企業の取り込み拡大を図るとともに、効果を高めるため宣言企業の実態を調査する方針だ。

パートナーシップ構築宣言は発注企業が下請け先と適正な価格で取引することなどを表明するもの。20年に政府と経済団体が協議し取り決めた。下請け企業の資金繰りに配慮した支払いなどで大企業と中小企業の共存共栄を目指す。知的財産を適切に取り扱うことや納期が短い発注を一方的にしないことなども盛り込まれている。」

9 <https://www.biz-partnership.jp/declaration/353-05-23-aichi.pdf>

10 拙稿（2020年）「中小企業の『生産性革命』と公正取引実現」『経済』297号参照

11 クラウス・シュワブ／ティエリ・マルレ（2020年）『グレート・リセット ダボス会議で語られるアフターコロナの世界』（藤田正美・チャールズ清水・安納令奈訳）日経ナショナル・ジオグラフィック社刊

